

2020年（令和2年）11月12日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 畠山 関之

患者の診療に係る個人情報を目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略について（答申）

2020年（令和2年）10月21日付けで諮問（第1040号）された患者の診療に係る個人情報を目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略について、次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第12条第2項第4号の規定による個人情報を目的外に提供する必要性があると認められる。
- (2) 条例第12条第5項ただし書の規定による個人情報を目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たり個人情報を目的外に提供する必要性及び目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由は、次のとおりである。

(1) 諮問に至った理由

神奈川県藤沢北警察署司法警察員から、患者への児童虐待による傷害被疑事件の証拠として使用するために、刑事訴訟法第197条第2項の規定に基づき、患者が2020年（令和2年）9月24日に藤沢市民病院（以下「当院」という。）を受診した際の診断書を求める照会がなされた。

刑事訴訟法第197条第2項の規定は、個人情報を目的外に提供しなければならないことが義務付けられている場合に該当せず、実施機関の裁量に委ねられている場合に該当するため、当院が患者の個人情報を神奈川県藤沢北警察署司法警察員に目的外に提供することについて、条例第12条の規定に基づき、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問するものである。

(2) 個人情報を目的外に提供することについて

ア 目的外に提供する患者の個人情報

診断書（住所、氏名、生年月日、傷病名及び全治期間）

イ 目的外に提供する相手方
神奈川県藤沢北警察署司法警察員

ウ 目的外提供の根拠規定
刑事訴訟法第197条第2項

エ 目的外提供に対する実施機関の考え

(ウ) 照会の法的位置づけ

本件の個人情報の目的外提供に係る照会は、刑事訴訟法第197条第2項の規定に基づくものである。

刑事訴訟法第197条第2項は、捜査については、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる、としており、官庁・公共団体その他のものに対する照会による報告の請求権を認めたものであるが、その照会に応じなければならない拘束力はない。

しかし、本件照会は、正当な請求権を有した神奈川県藤沢北警察署司法警察員によって行われるものであり、本件照会の情報については、患者への児童虐待による傷害被疑事件の捜査のために必要な範囲内で利用するものである。

(イ) 目的外に提供する必要性

今回の照会の具体的な必要性について、神奈川県藤沢北警察署司法警察員に問い合わせたところ、次のように述べている。

立件するに当たり、患者が暴行を受けたことによる怪我の証明として、診断書が必要となる。提供ができない場合、証拠不十分により傷害被疑事件として扱われるべき事件が暴行事件として取り扱われるなど、簡易処罰となる可能性がある。

以上のことから、本件の目的外に提供する個人情報は、患者が当院を受診した際の診断結果であり、照会・調査の代替手段が想定し難いものである。よって、本件の目的外提供に係る個人情報の内容と照会の趣旨等を勘案した結果、本件の照会に応じる必要があるものと判断する。

なお、個人情報を提供する際には、条例施行規則第11条に定める提供を受けるものが執る措置を講じるよう伝えるものとする。

(3) 個人情報を目的外に提供することに伴う本人通知の省略について

個人情報を目的外に提供する場合、当該個人情報の帰属者に対して、あらかじめその旨を通知すべき義務が実施機関にあるが、藤沢市児童虐待防止実務者ネットワーク業務に係る個人情報を目的外利用すること等に伴う本人通知の省略については、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問し、その合理的理由について答申(第88号)を得ている。

ア 個人情報の本人が虐待者である保護者の場合には、業務の目的を失ってしまうことから、当該本人に通知しないことの合理的理由があると認められる。

イ 個人情報の本人が被虐待児である場合には、弁識能力の有無を考慮し、15歳以上の児童に対しては、個別具体的に本人通知の判断をし、15歳未満の児童に対しては、本人に通知しないことの合理的理由があると認められる。

本件に関する目的外提供についても、患者の虐待防止と同様の目的であることから、当該通知を省略することとする。

(4) 添付書類

- ア 捜査関係事項照会書
- イ 個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、「1 審議会の結論」(1)及び(2)のとおり
の判断をするものである。

(1) 個人情報を目的外に提供する必要性について

本件照会は、正当な請求権を有した神奈川県藤沢北警察署司法警察員によって
行われるものであり、本件照会の具体的な必要性について、神奈川県藤沢北警察
署司法警察員に問い合わせたところ、立件するに当たり、患者が暴行を受けたこ
とによる怪我の証明として、診断書が必要となる。提供ができない場合、証拠不
十分により傷害被疑事件として扱われるべき事件が暴行事件として取り扱われ
るなど、簡易処罰となる可能性がある、とのことである。

実施機関では、本件の目的外に提供する個人情報は、患者が当院を受診した際
の診断結果であり、照会・調査の代替手段が想定し難いものである、としている。

また、本人が15歳未満の児童であり、法定代理人である親権者の同意を得る
ことが困難である、としている。

以上のことから判断すると、個人情報を目的外に提供する必要性があると認め
られる。

(2) 個人情報を目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由につ
いて

個人情報を目的外に提供する場合、当該個人情報の帰属者に対して、あらか
じめその旨を通知すべき義務が実施機関にあるが、本人が15歳未満の児童で
あり、法定代理人である親権者に通知することによって、捜査の目的及び虐待
防止の目的を損なう恐れがあることから、当該通知を省略することとする、と
のことである。

以上のことから判断すると、個人情報を目的外に提供することに伴う本人通
知を省略する合理的理由があると認められる。

以 上